

令和8年度 日高市職員採用試験「大学推薦制度」実施要項

1 趣旨

この要項は、受験者数及び競争率の低下が続く中、安定的に有為な人材を確保することを目的とし、大学推薦制度を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 推薦の対象となる者

学校教育法第83条に規定する大学(同法第108条に規定する短期大学を含む)に在学する学生で卒業見込みの者。

3 推薦要件

以下4点すべての要件を満たすこととする。

- ①日高市への就職を第1順位とし、令和9年4月1日から勤務できる。
- ②大学等における最新の成績がGPA3.0以上である。
- ③大学等において推薦を得られる。
- ④日高市主催採用試験説明会に参加している。(7月17日開催予定)

4 推薦の流れ

- ①受験生は、大学等に推薦書(様式1)の記載を依頼する。
- ②大学等は、推薦書(様式1)を記載し受験生へ交付する。
- ③受験生は、推薦書(様式1)を日高市へ第1次試験日に提出する。
- ④日高市は、受験生から推薦書(様式1)の提出を受け、第1次試験において「10点」の加点措置をする。
- ⑤申し込み方法や受験内容等は、他の受験生と同様とする。

5 その他

- ①推薦を受けた受験生が必ず採用される保証はないものとする。
- ②推薦を受けた受験生は、内定辞退をしないよう最大限努めるものとする。
- ③推薦を受けた受験生が他自治体や企業等を受験しないよう拘束するものではありません。